


特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 殿

2018年1月16日

A I G 損害保険株式会社

傷害医療保険部 課長

〒105-0001 港区虎ノ門 4-3-20 神谷町 MTビル 7階 

貴会からの平成29年12月25日付申入書は AIU 損害保険株式会社が拝受しておりますが、AIU 損害保険株式会社は平成30年1月1日に富士火災海上保険株式会社と合併し、AIG 損害保険株式会社となりました。本件は AIG 損害保険株式会社が検討し、以下のとおり回答いたします。

記

弊社はパンフレット等の保険募集文書の作成においては、誇張された表現や、誤った表記によって優良誤認とならないよう態勢を整備しており、当該パンフレットについても複数の目を通して正確性を確認の上、使用しております。今般お申入れを頂いたパンフレットについても同様に精査しており、可能性としてご指摘頂いた「優良誤認」を導くような要素は無いと考えておりますが、広く保険を販売する立場として、貴会のご意見を真摯に検討させて頂きました。

その結果、当該パンフレットの個人賠償責任補償についてのご注意という箇所において、「ご本人又は保護者が法的な賠償責任を負う場合に限り」という趣旨の文言を加えることと致しました。前段の「ご本人に民事上の責任能力があるなど」という修飾節については、例示により想定を限定してしまうことで、新たな誤解を生じてしまう恐れがあります。従いまして、保険約款から外れた解釈が生じないように、この文言に関しては採用しない判断をしております。

保険募集のパンフレットは原則として毎年一度印刷しており、特に本年は合併に伴う印刷変更があり、既に平成30年度に使用する当該パンフレット量の印刷は完了しています。従いまして、今回の申入れを受け新たに加える文言については、平成31年度のパンフレットより反映開始を予定しておりますのでご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上